

規制の事前評価書

政策の名称	病院等に対する監督規制の見直し	担当部局名	医政局医療経営支援課	作成責任者名	医療経営支援課長 佐藤 美幸	評価実施時期	平成29年3月
法令案等の名称・関連条項	医療法等の一部を改正する法律案による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第24条の2、第25条第2項 等						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 現在、都道府県知事等は、必要があると認めるときは、病院等に立入検査を行うことができる。一方、病院等の開設者の事務所やそれに類する場所については、医療法を根拠として、都道府県知事等が病院等の開設者の一類型である医療法人の開設者の事務所への立入検査を行うことはできるが、それ以外の開設主体への立入検査を行うことはできない。 また、病院等の開設者への、病院等に関する業務の改善命令や業務停止命令は、病院等の人員配置や構造設備に問題がある場合にのみ行うことができ、それ以外の法令違反や不適切な運営等の問題がある場合には、行うことができない。 病院の開設者は、医療法人以外の法人も存在するが、法人に対する監督は各法人の根拠法によって内容が異なり、特に法人を監督する行政庁が無い法人類型等については、十分に監督が及ばないという問題がある。</p> <p>【規制の目的、内容】 ○ 都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長が、病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、医療法の施行に必要な限度において、当該病院等の開設者の事務所その他当該病院等の運営に係るある場所への立入検査等を行うことができることとする。 ○ 都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長は、病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該病院等の開設者に対し、医療法の施行に必要な限度において、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができることとする。 ○ 上記の命令に従わない場合は、期間を定めて当該開設者が開設する病院等の業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとする。</p>						
想定される代替案	病院等の開設者に対し、業務に関する報告書及び計算書類を都道府県知事等に提出することを義務付けつつ、立入検査、改善措置命令及び業務停止命令を行わない。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	立入検査が行われるのは病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがある場合に限定されており、改善措置命令及び業務停止命令もそれらの法令違反や不適切な運営が認められた場合のみ行われるため、特段の遵守費用は発生しないと考える。	病院等の開設者は、業務報告書及び計算書類を作成して提出する費用が発生する。					
2 行政費用	病院等への立入検査、改善措置命令及び業務停止命令を行う事務に係る費用が発生する。	業務報告書及び計算書類の確認に係る費用が発生する。					
3 その他の社会的費用	特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。	特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときに、病院等の開設者への適切な監督を行うことにより、病院等の適正な運営を確保することができる。	業務報告書及び計算書類を確認することで、病院等の業務や運営に問題がある場合に早期に発見できる可能性が高まる。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	代替案では、業務や運営に問題のない開設者にも費用を課すことになり、それに対する行政側の確認に係る費用も含めて、改正案よりも多大な費用が発生する。また、代替案は実際に法令違反等のおそれが認められた場合に具体的な措置を取りうるものではなく、病院等の運営を適正化するための手段としては、改正案の方がより実効性を持つものとなると考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）により医療法人について法人運営の透明性を確保するため、制度の整備を行ったが、それに関して、医療法人以外の医療機関の開設主体に対しても、適切に監督を行うことができる仕組みを作るべきであるという旨の指摘をいただいている。						
レビューを行う時期又は条件	医療法等の一部を改正する法律案の附則において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行う。						